

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について
(1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

弘田委員長 **ア 知事提出予定議案**
 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。
 (君塚総務部長、説明)

弘田委員長 何か質問はないか。
 (なし)

弘田委員長 **イ 議会への報告事項**
 次に、議会への報告事項に関して総務部長から報告がある。
 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、昨年度までと同様に6月定例会の議運で報告いただく。
 総務部長どうぞ。

君塚総務部長 お手元の「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分(損害賠償の額の決定)について」と書かれた資料をごらん願う。毎年度、損害賠償額の決定について専決処分報告をしているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。
 表の左側の区分のうち、「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」が交通事故に関するものになる。昨年度報告した交通事故に係る専決処分の件数は48件となっており、平成30年度49件とほぼ同数となっている。内訳としては、知事部局が20件で対前年度3件の増、警察本部が28件で対前年度2件減ということになっている。さらに、県側の過失割合により、a、b、cの3段階に区分している。令和元年度に報告した48件のうち、aの過失割合100%が34件となっており、前年度より減少したものの全体の多くを占めているところである。
 こうした状況を踏まえて、職員への注意喚起を強化して事故防止に努めている。具体的には、知事部局においては、月曜日に庁内放送による注意喚起や、交通事故の累計件数をイントラネットに掲示するなどの注意喚起を行っている。また、昨年度は職員を対象としてドライブレコーダー映像を用いた研修DVDなどを使用した講習会を実施し、発生要因の周知、事故防止の啓発を図っている。さらに、新しい取り組みとして、昨年度から公用車の購入あるいは購入5年以内の車両の車検の際にリアコーナーセンサーを取りつけ、バックのときにぶつけるといった事故がないよう対策を進めている。
 また、事故の多い警察本部においても、朝礼やその他の機会を捉えて、事故防止の徹底の呼びかけを実施している。さらに、交通事故発生リスクの高い職員を対象とした訓練や、交通事故を起こした職員等に対する個別具体的な指導等を実施する

R2.6.19 議会運営委員会

	<p>といった対策も行っている。</p> <p>今後も、機会を捉えて職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいります。</p> <p>この件については、以上である。</p>
弘田委員長	何か質問はないか。
梶原委員	<p>平成28年度に、それまでの議会の専決処分という形ではなく、一年を通してどういう状況かわかるように報告いただきたいと、議運の場でそういう話になって、毎年報告をいただいて、事故防止のための取り組みを徹底されるということも説明をいただいている。</p> <p>先ほども、新しい取り組み等も進めていくし、今後も徹底するという話をいただいているが、4年たって、実際にその取り組み自体がなかなか成果が出ていないと言わざるを得ない。件数が減少という傾向が全くみられないという状況は、指摘せざるを得ない数字である。これまでの、事故の件数を職員の皆さんに周知するであるとか、今までの取り組みではなかなか減らないということ、来年で5年目になるので認識していただいて、現実的にどうやれば減るのか。道路上のことなので事故をもらう場合もあるが、過失割合でいえば県の公用車側の過失が多いことも踏まえて、どうやったら減る、そのための取り組みは何なのかということ、今まで以上に考えていかなければならないと思う。</p> <p>その辺は、もう少し重く受けとめていただきたいと思うが、どうか。</p>
君塚総務部長	<p>御指摘のとおりであり、取り組みを進めているものの、件数が事実として減っていないというのがある。それもあり、まずは職員が駐車場でぶつけるという事故なども多いことから、昨年度からリアコーナースенサーの取り付けを始めたところであり、今年度からこの効果というのが出てくるのではないかと考えている。それ以外の道路運転中の事故については、職員の意識向上ということしかないとは思っている。引き続き注意喚起に力を入れていくことにしたいと思う。</p> <p>ここで報告をして、指摘いただくことというのを、全部局のほうに再度伝え、各部局において取り組みを強めていくことにしたいと思う。</p>
弘田委員長	ほかにないか。
	(なし)
弘田委員長	<p>それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。</p> <p>次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。</p>
君塚総務部長	<p>お手元の「非強制徴収債権の放棄について（報告）」をごらん願う。</p> <p>高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、原則として、年度末に一括して債権放棄を行っていることから、6月定例会において報告することとしている。</p> <p>その際、要配慮個人情報に該当するため、報告様式に債務者の住所・氏名を記載</p>

しない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告している。今回、6種類の債権放棄があるが、このうち1番の心身障害者扶養共済制度掛金に係る債権、5番の高知県社会福祉奨学資金貸付金に係る債権及び6番の診療に係る債権、これら3種類の債権については、心身の機能の障害や社会的身分、診療等の情報に関係し、債権名称と債務者の住所・氏名をあわせて記載することにより、要配慮個人情報に記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない取り扱いとしているので、このことを報告させていただく。

以上である。

弘田委員長

何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

弘田委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。

6月定例会の日程については、3月23日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、6月25日木曜日開会、7月9日木曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者（会派）の発言順序

弘田委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会1名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 6月30日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目 7月1日水曜日 公明党、一燈立志の会、自由民主党

第3日目 7月2日木曜日 自由民主党、自由民主党

の順序になると思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

弘田委員長

次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

弘田委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための、本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

弘田委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月29日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

弘田委員長 次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月30日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

弘田委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、報告する。

(6) 説明員

ア 説明員の出席要求

弘田委員長 次に、4ページの資料4、説明員についてである。
まず、説明員の出席要求についてである。
この件について、事務局から説明をさせる。

吉岡議事課長 定例会における説明員の出席要求である。
5月臨時会では、開会日は全員出席、質問日は発言通告を受けた説明員のみ、閉会日は提出議案に関連する説明員のみとして絞り込みを行ったが、今般の国全体での緊急事態宣言が解除され、各種の自粛要請なども徐々に緩和されていること、ま

た県内での感染患者の発生状況が一定落ち着いているといった状況や、臨時会とは異なり、定例会では一般質問が行われるといったことを踏まえ、感染状況に特段の変化がない場合、今後の定例会ではマスク着用といった予防策を継続しながら、通常どおり会期を通じて全員出席を求めることとしてはいかがかと考えている。

以上である。

弘田委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、今定例会から説明員については、通常どおりの出席を求めることで、御了承願う。

(了承)

イ 職務代理者の出席要求

弘田委員長

次に、職務代理者の出席についてである。

教育長が病気療養により不在となるため、教育委員が職務を代理する旨の通知があった。このため、今定例会においては、教育長の職務代理者の出席を求めたいと思うので、御了承願う。

(了承)

2. 高知県都市計画審議会委員の推薦について

弘田委員長

次に、5ページの資料5、高知県都市計画審議会委員の推薦についてである。

都市計画審議会委員については、現在、横山文人議員と田所裕介議員が就任しているが、令和2年7月31日で任期が終了するため、今回資料5のとおり、新たに委員の推薦依頼があった。

平成17年2月16日の議運申し合わせにより、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度、検討することとなっており、現在の割り振りについては、平成31年4月26日の各派代表者会において、自由民主党と県民の会からそれぞれ1名を推薦すると決定したものである。

次期審議会委員の任期は、令和4年7月31日までの2年間の予定である。

この件については、いかがでしょうか。

坂本委員

県民の会は、田所裕介議員を推薦する。

野町委員

自民党は、依光晃一郎議員を推薦する。

弘田委員長

それでは、この件については、会派から推薦のあった自由民主党依光晃一郎議員と県民の会田所裕介議員を委員に推薦することで、御異議ないか。

梶原委員

会派間の割り振りを現行どおりでいくということ、まず合意しなければならないのではないかと。今までは、自民党1名、県民の会から1名ということに基づいて委員を推薦していたので、今回も、現行どおりの割り振りでいくか、採決があって、

- 自民党と県民の会からという…。
- 弘田委員長 今、梶原委員から指摘があったが、割り振りについてはこれまでのとおりということでしょうか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
それでは、推薦のあった自由民主党依光晃一郎議員と県民の会田所裕介議員を委員に推薦することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。

3. その他

(1) 6月定例会における感染症拡大防止対策

- 弘田委員長 次に、その他についてである。
まず、6ページの資料6、6月定例会における感染症拡大防止対策についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。
- 吉岡議事課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、6月定例会における対応の案である。ほぼ、先月の臨時会の対応と同じとするが、1点ほど変更してはどうかと考えている。
本会議中のマスクの着用についてである。2月定例会から、会議中はマスクを常時着用することとしている。ただし、聞き取りがしにくいのではないかとといった理由から、質問や答弁の際はマスクを外して発言することとしていた。しかしながら、改めて専門家の御意見をお伺いしたところ、「演壇や議長席から前方の方へは2メートル以上の距離があいているので、マスクなしでもよいだろう。しかし、再質問の際の議員や説明員の自席からの発言の場合、発言者の前方の方に背後からではあるが飛沫がかかってしまい、好ましくない。」とのことであった。
後に、本会議場において事務局職員によりテストを行ったが、特に支障になることはなかった。このため、演壇での発言時はマスクを外して発言するが、自席からの場合は議員も説明員もマスクを着用の上で発言するというようにしてはどうかと考える。なお、最前列の方についても、2列目以降の方とのバランスもあるので、一律の扱いとしてはと考える。
次に、説明員の絞り込みについては、先ほど御決定いただいたとおり、今定例会からは絞り込みはせず、全員出席とする。
次に、委員会における対応については、全て5月臨時会と同じ対応でと考えている。
以上である。
- 弘田委員長 何か質問、御意見はないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、6月定例会における対応については、この案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 令和2年度議会費6月補正予算

弘田委員長 次に、7ページの資料7、令和2年度議会費6月補正予算についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

(樫谷総務課長、説明)

弘田委員長 何か質問はないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、説明のとおりで、御了承願う。

(3) 防災訓練の実施結果

弘田委員長 次に、8ページの資料8、防災訓練の実施結果についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

樫谷総務課長 防災訓練の実施結果について御説明する。
まず、関連して、今月1日に行った安否確認訓練の結果について御報告する。
議員の皆様については、29名からシステムで回答があり、残る8名についても電話連絡等により回答をいただいた。回答率は100%であった。御協力ありがとうございました。なお、訓練メールが個人の携帯端末に届いていないとの申し出があった議員の皆様が3名おられたので、後日メールアドレスの再登録等の対応を事務局でしている。

それでは、資料に戻り、防災訓練の実施結果について御説明する。この資料は、本年2月議会開会日に行った防災訓練の実施後に、議員の皆様からいただいた御意見や、当日立ち会いをお願いしていた防災士の御意見を取りまとめたものである。

まず、アンケートの意見は、議員の皆様からは、訓練の実施をふやすといった御意見や、イレギュラーな状況を想定した訓練などについての御意見があった。次に、防災士の方からは、避難誘導の方法や、避難経路上の危険物の除去などについての御意見をいただいている。

今後の対応としては、いただいた御意見に沿って、ヘルメットへの名前の記入や避難経路上の危険物の除去などの改善を行うとともに、訓練方法についていただいた御意見については、次回の訓練に生かしたいと考えている。

なお、訓練の実施頻度をふやすべきではないかという御意見を4名の議員からいただいている。策定している、南海トラフ地震発生時における議会活動指針では、訓練の頻度について、「改選の年度をめぐり、任期内に1度は防災訓練を行う

R2.6.19 議会運営委員会

ものとする。」と定めているところであるが、訓練は繰り返し行うことが重要であるので、次の改選の年度ということではなく2年に1回の目安で、次回の訓練を今回いただいた改善の意見を取り入れながら、来年度に実施したいと考えている。

説明は以上である。

弘田委員長

何か質問、御意見はないか。

梶原委員

安否確認の件数の報告をいただいたが、先だつての議運の場で、事前の告知なしでやったらどうかとの意見を言った。

今、インターネットのEメールで安否確認のメールが届いているが、新型コロナウイルスのこともある中で、日本全体でオンラインショップでの購入の取り組みなどが言われている。インターネットで物を購入するとすれば、必ずメールアドレスの登録がいる。メールアドレスは、購入しやすいようにパソコンのメールを登録せずに、携帯のメールであるとかスマートフォン用のGメール、そういったものを登録している。Eメールは、毎日の届く件数がかかなり多い。個人間のやりとりは、例えばラインを初めとするSNSでしていたりするので、Eメールを開く回数はかなり頻度が低い。逆に、告知なしの訓練の場合には、Eメールが届いたら気づかない人がかなりの割合にいるし、現実的に何か災害が起こったときの安否確認が、Eメールではとれないという可能性がどんどん高くなってくる。

例えば、ショートメールなら回線がインターネットと違う点もあるし、逆にインターネットの中で行うSNSとか、システム上いろいろ、もしかしたら経費がかかる場合もあるかもしれないが、Eメールはほとんどがいろんな会社の広告であったり、そういったものが主な内容になっているので、リアルタイムで見る可能性は、さらに低くなっていくと思う。その辺の検討を、ぜひお願いしたいと思う。

(榎谷総務課長、挙手)

弘田委員長

榎谷総務課長、どうぞ。

榎谷総務課長

いろいろな方法を検討したいと思うが、今回については揺れのない中での安否確認訓練ということで、気づかなかったこともあろうかと思う。実際は、揺れたら携帯を確認していただくといったことも、議員の皆様にはお願いをしたいと思う。

あわせて、ほかの通信手段による確認方法についても検討していきたいと思う。

弘田委員長

それでは、梶原委員の指摘については、検討願う。
ほかはないか。

(なし)

(4) その他

弘田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、協議事項は以上である。

R2.6.19 議会運営委員会

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の7月2日木曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。